

デジタル防災行政無線の普及促進に向けた調査検討会

開催趣旨（案）

東日本大震災のような大規模災害発生時には、迅速かつ円滑な情報収集、情報伝達のため機動的な通信手段を確保することが重要となります。

地方自治体では、このような災害などに備えて自治体内部の情報伝達や災害応援時の自治体相互間の情報伝達を円滑に行うため移動系の防災行政無線を整備しています。

現在、移動系防災行政無線は、アナログ方式から 260MHz 帯の周波数の電波を使用するデジタル方式への移行が進められており、デジタル方式では、特に災害応援を想定し、陸上移動局間で直接通信を行うための周波数として 16 波が割り当てられています。

この移動系デジタル防災行政無線の無線設備の技術基準は、無線設備規則第 57 条の 3 の 2（狭帯域デジタル通信方式の無線局の無線設備）等に規定されていますが、この技術基準を基に、民間規格としてキャリアセンスの有無やその手法などが異なり互換性のない 2 つの標準規格が策定されています。

このような状況を踏まえ、本調査検討会は、260MHz 帯移動系デジタル防災行政無線に割当てられた直接通信用周波数の有効活用に向けて、異なる規格の無線設備が混在した場合に免許人間の混信や干渉を起こさない周波数の共用条件について検討し、当該無線局免許に係る審査基準等の改定に資するための調査検討を行います。